

時期	復旧・復興段階
区分	産業・雇用
分野	工業・商業
検証項目	新分野進出、事業転換等への支援

根拠法令・事務区分	大学等技術移転促進法（TLO法）新事業創出促進法、構造改革特別区域法等
執行主体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財源	自主財源
概要	<p>被災地域には、ケミカルシューズ、粘土瓦、酒造、ファッション、洋菓子等の地場産業を中心とした中小製造業が集積しており、これらの既存産業の復旧・復興に当たっては、震災前からの構造的な問題の解決も含め、製品の高付加価値化や販路開拓等により積極的な再建・復興を図る必要があった。特に、ケミカルシューズ業界においては、震災前後のケミカルシューズ業界の問題・課題を整理し、ケミカルシューズ産業の新たな展開を図るためのシンボリックな施設として、情報発信機能やインキュベーション機能を備えた「くつのまち：ながた」核施設（シューズプラザ）を整備した。21世紀に向けて新たな産業構造の構築を実現し、本格的な産業復興を図るために、今後成長が期待される有望産業分野への積極的投資を促進し、被災地において発展することができるよう、産業関連基盤施設の整備等の環境整備が行われた。例えば、ベンチャー企業の事業準備段階から事業化に至るまでの総合的な支援を行うため、事業規模全国トップの「新産業創造プログラム」や、震災後創設した「新産業創造キャピタル」、被災地の基幹産業や業界団体、県・神戸市等自治体により設立された（財）阪神・淡路産業復興推進機構（HERO）等による「起業家育成システム」や「ベンチャーマーケット事業」等の展開、（財）新産業創造研究機構（NIRO）による技術移転センターやTLO ひょうご、ものづくり試作開発支援センターの設置など、新事業創出のためのさまざまな支援施策を行っている。また、（財）兵庫県中小企業振興公社を中核として、新事業支援機関をネットワーク化した「新事業創出総合支援体制（プラットフォーム）」を構築した。このような新産業創造への支援の効果もあり、被災地の開業率は、全国水準を上回っている。（H8 H11：被災地5.46、全国4.14）</p> <p>震災後のボランティア・NPOの活動から発展したコミュニティ・ビジネスの取り組みの拡がりに対して、兵庫県では、平成13年度から、事業立ち上げ経費の助成や情報提供・相談等を開始した。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>「震災地区産業高度化システム開発実証実験」の実施（平成8年～平成10年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通産省（当時）は震災地区の産業復興の機運を高める一方で、新規事業の創出、新産業インフラ整備による経済構造の改革を目的とした「震災地区産業高度化システム開発実証事業」を実施した。</li> <li>この事業は、（財）阪神・淡路産業復興推進機構が、情報処理振興事業協会（IPA）から委託を受け、新たな情報技術を用いた産業の高度化を目的として、被災地の既存産業を再活性化させる、被災地区内の新規情報産業を育成する一方で他地域からの新規産業からの参入を促進する、災害時には緊急時対応と復旧に努め、平常時には流通や設備運営に活用できるソフトウェアを開発する、以上3分野において、その開発と実証事業を行った。多数の公募により選ばれた各事業は、平成8年12月から平成10年2月にかけて震災地区において開発実証が行われた。</li> </ul> <p>民活法に基づく特例措置の実施[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p90-91]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>21世紀に向けて新たな産業構造の構築を実現し、本格的な産業復興を図るためには、今後成長が</li> </ul>

	<p>期待される有望産業分野への積極的投資を促進し、被災地において発展することができるよう、産業関連基盤施設の整備等の環境整備が不可欠であるとの考え方から、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律」(「民活法」)において、補助対象事業費の補助割合の引き上げ、対象事業費に対するN T T無利子融資等の低利融資比率の引き上げの特例措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この民活法の特例措置により、ポートピアホール、神戸三宮駅南地区の商業基盤施設、神戸国際会館等が整備された。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 (県の欄を参照)</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 新産業創造事業費補助等の技術開発研究に係る補助の実施[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p202]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年度の商工部が実施する、新産業創造事業費補助、新分野進出等事業費補助等の技術開発研究に係る補助金は、被災中小企業の事業計画に対して、重点的に交付した。 新産業キャピタル制度の整備(平成8年度～、復興基金)[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p406]</li> <li>兵庫県では、新事業を始める個人や企業に対して資金供給する「新産業創造キャピタル制度」を整備した(平成8年度～平成16年度、復興基金) 新産業創造研究機構の設立(平成8年)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p262-263][『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p371]</li> <li>産業復興、新産業の創造を目指し、兵庫県、神戸市、地元経済界が設立した新産業創造研究機構(NIRO)が平成9年3月18日に設立した。</li> <li>NIROでは、新産業の創造につながる新技術等の研究を行うとともに、被災地域の中小企業支援やベンチャー企業育成のために、先端技術セミナーの開催や国際フロンティア産業メッセの開催による新製品・新技術の紹介に留まらず、個別の企業からの相談に対し、大手企業等の特許の移転を促進する仕組みとして、「技術移転センター」(TCC)を設置している。</li> <li>また、「ものづくり試作開発支援センター」を設置し、機械・金属・ケミカルシューズ業界の中小企業を主対象として、ものづくり能力及び研究開発能力の向上を図るため、製品企画、概念設計、詳細設計、解析及び試作工程を統合し、製品企画から試作までの図形データを一貫した流れで取り扱う「3次元開発・設計・試作統合システム」を活用し、研修や技術指導を実施している。</li> <li>さらに、地域における科学技術振興と新産業創出の促進を図るため、研究開発のコーディネート活動(共同研究施設の企画や研究成果の技術移転の促進等)を行う「地域研究開発促進拠点支援事業(RSP事業)」の拠点期間としてNIROが選定された。</li> <li>NIROと関連して、平成12年には「TLOひょうご」が発足、平成14年にはロボット技術開発を進める「神戸ロボット研究所」が設立された。 産業復興条例の制定(平成8年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p357-358][『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p371]</li> <li>兵庫県においては、今後成長が見込まれる産業分野の企業誘致により、被災地域の経済発展を図るために、これらの産業が集積する「新産業構造拠点地区」の形成促進を目的として、「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の推進に関する条例」(産業復興条例)を、平成8年10月9日に公布した。</li> <li>平成9年1月、「産業復興条例」を施行し、新産業構造拠点地区等への進出企業に対する地方税の減免措置やオフィス賃料補助等を行った。</li> <li>平成13年度で期限切れとなる「産業復興条例」の適用期間を3年間延長(「産業集積条例に拡充」)し、平成14年4月から施行した。また、支援対象となる産業分野として新たに「新素材・新技術」「輸送・物流」を追加した。 新産業構造形成プロジェクトの推進)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本</li> </ul>

部事務局,p115-120]

- ・兵庫県は、復興事業として、国際港湾都市から国際情報文化都市への展開を基本として、新しい産業構造を創造しようとする「新産業構造形成プロジェクト」を推進。ベンチャービジネスなど特定の企業に行政が公的に支援し、ニュービジネスのチャンスの拡大を図るのがねらいであり、復興の要となるプロジェクトである。
- ・新産業構造形成プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

新産業創造支援センター構想の推進

- ・被災地での産業復興の早期実現と新産業の創造・育成によって、本県産業構造の転換を促進するために、新産業創造支援、中小企業支援、創業支援に関するソフト・ハードの機能を有する新産業創造支援センターの構想を推進。

戦略的技術開発プロジェクトの推進（県）

- ・阪神・淡路大震災による産業基盤の甚大な被害、円高の進行にともなう産業空洞化等の厳しい状況を打破し、県下製造業の高付加価値化、活性化を図るため、県内基幹産業がもつ先端的 基盤技術シーズを生かした戦略的な技術開発プロジェクトのテーマ選定を行い、その具体化を推進。

震災地区産業高度化システム開発実証事業

- ・被災地区の産業高度化に資する先進的なソフトウェアを開発し、開発成果を活用しその実証事業を推進する「震災地区産業高度化システム開発実証事業」を創設。

（国の平成7年度第2次補正予算額 - 出資金50億円）

デジタル・クリエイト工房の設置

- ・マルチメディアを活用した新規産業の一つとして期待されている電子出版等の先行的な取り組みを支援するため、電子出版物の制作だけでなく、通信ネットワークを活用したソフトの流通への発展をめざす共同利用工房を設置。（平成7年度予算額170,000千円）

（当該プロジェクトの主な経過）

- ・平成9年7月、新産業構造形成プロジェクトの特定事業に、神戸ルミナリエ等4事業を選定。
- ・平成10年1月、新産業構造形成プロジェクトの特定事業に、ワールドパールセンター事業等3事業を追加。
- ・平成12年2月、新産業構造形成プロジェクトの特定事業に、“くつのまち：ながた”核施設整備事業等4事業を追加。

新事業創出支援センターの開設（平成11年）[『阪神・淡路大震災復興誌（第4巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p412]

- ・兵庫県は、平成11年6月に、県中小企業振興公社を中心に、自治体と民間の13機関のタイアップによる「新事業創出支援センター」を開設した。技術、商品、開発、経営、人材、資金など準備段階から事業化まで総合的な相談に応じている。（新規事業2500創出大作戦の一環、平成10年に制定された「新事業創出促進法」において位置付けられた地域プラットフォームの体制整備の一環）。
- ・「新規事業2500創出大作戦」とは、兵庫県内の事業所総数約25万社の1%に相当する2,500の新規事業を今後5年間で創出する事業であり、「新事業創出支援センター」を中心に産業支援機関のネットワーク化を図り、事業段階から事業化に至るまでの総合的な支援を行う「新産業創造総合支援事業」を実施することとした。

いきがいサポートセンターの開設（平成12年）

- ・平成12年11月、コミュニティ・ビジネスなど地域社会に役立つ働き方を提案する「生きがいごとサポートセンター」を、（財）阪神・淡路大震災復興基金を活用し、県中央労働センターに開設した。

コミュニティ・ビジネス入門相談の実施[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p28]

- ・震災後のボランティア・NPOの活動から発展したコミュニティ・ビジネスの取り組みの拡がりに対して、事業立ち上げ経費の助成や情報提供・相談等を行っている(コミュニティ・ビジネス入門相談件数：平成13年2,897件)。
- ・なおコミュニティ・ビジネスの立ち上げ支援については平成13年度からは被災地での取り組みの成果を踏まえ、全県施策としても実施している。

新産業プログラムの推進

- ・兵庫県では、セミナーやベンチャースクールを通じて起業を目指す人々の掘り起こしを図る一方、新製品や新サービスの研究開発から市場化まで3年間にわたって継続的に支援する「新産業プログラム」を推進した。

	<p>○地域産業集積活性化法による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淡路瓦産地の活性化を図るため、平成12年、県が「淡路地域特定中小企業集積活性化計画」を策定し、それに基づき、産地組合や企業グループ等が取り組む新製品・新技術開発や販路開拓等への支援を行った。</li> </ul> <p>○地場産業新分野進出・新製品開発支援事業の創設</p> <p>平成14年、産地の意欲ある企業が、国内外市場での競争力を高めるために行う、製品の企画立案から新製品・新技術開発、販路開拓に至るまでの取組を支援し、リーディング企業等の育成を図ることにより、産地の厚みを加え、産地全体の活性化を図るための地場産業新分野進出・新製品開発支援事業を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者</li> <li>(1) 創業5年以上の産地中小企業 補助額：5,000千円(2年間)</li> <li>(2) 創業5年以上の産地中核企業グループ(従業員20人超の企業を含む4社以上のグループ) 補助額：10,000千円(2年間)</li> </ul> <p>○「地場産品流通ルート開拓事業」補助制度の創設</p> <p>平成15年、優れた技術を備えた意欲産地企業と大手小売業とのマッチングを図り、新たな販路開拓に資するため「地場産品流通ルート開拓事業」補助制度を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者：(財)神戸ファッション協会</li> <li>・補助額：1,500千円</li> </ul> <p>○ひょうご地場産品マーケット開拓事業の創設</p> <p>平成15年、需要の低迷や流通構造の変化、取引先の倒産等の影響により、新たな販路開拓が課題となっているため、日本ケミカルシューズ工業組合が取り組む販売促進事業に支援を行った。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 N I R O関連機関等における相談件数等[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p371]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「技術移転センター」の平成15年までの相談件数は6,732件であった。</li> <li>生きがいしごとサポートセンターによる支援の状況</li> <li>・生きがいしごとサポートセンターには、オープンから1年間に2,300人が来所。求人数53人。20件の就職が成立。5団体の起業を支援。</li> </ul> <p>○各種市場産業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業集積活性化による支援の結果、兵庫県陶器瓦工業組合が、12年及び14～15年に瓦焼成技術等を活用して大型平板タイル等の開発や新商品の販路開拓事業を行った。また、産地の企業グループは、12年～13年に瓦焼成技術等を活用した園芸用品、景観資材の開発や新商品の販路開拓を行った。</li> <li>・地場産業新分野進出・新製品開発支援事業の創設の結果、14年はケミカルシューズでは2件、ゴムは1件、採択された。15年度は灘五郷で1件淡路瓦で1件採択された。</li> <li>・「地場産品流通ルート開拓事業」補助制度については、2回商談会を開催し、県内地場産業31社が参加した。ケミカルシューズ関係では3社が大手小売業者とのマッチングが成立した。</li> <li>・ひょうご地産品マーケット開拓事業では、専門学校とのコラボレーションによるファッションショー、著名なファッションデザイナーを招いてのトークショーや一般消費者への即売会を実施した。</li> </ul> <p>○産業復興条例(平成14年度からは産業集積条例)に基づく事業確認を受けた進出企業は、平成15年度末で257社。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 神戸起業ゾーン条例の制定(平成9年)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策</p>

	<p>本部事務局,p91]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市においては、平成9年1月1日に「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」(神戸起業ゾーン条例)を施行し、ポートアイランド第2期地区を「神戸起業ゾーン」に設定し、生活文化関連、情報・通信関連、国際化関連、集客関連、物流関連の5つの成長産業分野における企業の進出支援として、金融、税制上の優遇措置等を講じた。既存産業の高度化、近代化に対する取り組み[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局,p.93-98][平成14年4月30日付神戸新聞]</li> <li>被災地域には、ケミカルシューズ、粘土瓦、酒造、ファッション、洋菓子等の地場産業を中心とした中小製造業が集積しており、震災により甚大な被害を受けた。これらの既存産業の復旧・復興に当たっては、震災前からの構造的な問題の解決も含め、製品の高付加価値化や販路開拓等により積極的な再建・復興を図る必要があることから、次のような新たな取り組みによる再建・復興が進められた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケミカルシューズ業界においては、震災前後のケミカルシューズ業界の問題・課題を整理し、ケミカルシューズ産業の新たな展開を図るためのシンボリックな施設として、神戸市長田区に情報発信機能やインキュベーション機能を備えた「くつのまち：ながた」核施設(シューズプラザ)を整備した(平成12年7月に竣工)</li> <li>宝塚市においては、観光・集客産業の復興と、宝塚の地場産業である花や植木などを素材とした都市型生活支援系の産業の育成・支援を行うための核施設として、平成12年に「宝塚はな回廊」を整備した。</li> <li>神戸の地場産業である洋菓子とケミカルシューズを直接東京で販売、PRすることにより地域の生活文化産業の情報発信と需要拡大を図るため、平成11年4月、東京都青山にアンテナショップ「神戸ブランドプラザ」を開設した(平成14年4月、東京都渋谷区代官山に移設。平成16年3月に閉鎖)</li> </ul> </li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>(財)阪神・淡路産業復興推進機構による支援[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p262]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(財)阪神・淡路産業復興推進機構においては、平成8年度から、新産業創出の観点から起業家の発掘、育成から投資、起業後までをフォローする「起業家育成システム」を実施している。</li> <li>また、平成11年度より、ベンチャー企業により密着した実践的な事業支援を行うための「ビジネスロンチャー事業」を追加・実施している。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>中小企業創造活動促進法の制定(平成7年)</p> <p>[中小企業庁ホームページ(<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/souzoukatudou_sokusin.html">http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/souzoukatudou_sokusin.html</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援する措置を講じ、中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図ることを目的に制定された。</li> <li>「創造的事業活動」とは、創業や事業化を通じて、新製品・新サービス等を生み出そうとする取り組みのことである。</li> <li>中小企業者やこれから創業しようとする人、あるいは事業協同組合等は、研究開発等事業計画を作成し、創造法に基づく知事の認定を受けると、政府系金融機関による低利融資や債務保証、補助金など幅広い支援措置を利用することが可能となる。</li> </ul> <p>地域産業集積活性化法の制定・施行(平成9年)</p> <p>[中小企業庁ホームページ(<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/chiiki/leaflet03.html">http://www.chusho.meti.go.jp/chiiki/leaflet03.html</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国のものづくりを支える部品・試作品等を製造する事業者が集まった「基盤的技術産業集積」</li> </ul>

及び、地域経済を支える「産地」「企業城下町」等に立地する中小企業が集まった「特定中小企業集積」が、新たな技術開発や、新商品・販売開拓等を行う際の補助金・低利融資等の支援を行う目的で、平成9年「地域産業集積活性化法」が施行された。

#### 地域産業集積活性化法

この法律は、わが国のものづくりの基盤であり、かつ地域経済の担い手である基盤的技術産業が集積する地域で、事業間連携といった集積のメリットを活用して新たな事業展開をする事業者を支援することを目的としている。

地域内の特定事業者等は、高度化等計画（基盤的技術産業集積活性化計画）を作成し、地域産業集積活性化法に基づく知事の承認を受けると、政府系金融機関による低利融資や債務保証、補助金など幅広い支援措置が受けられるようになる。

対象事業は、次の5つとなっている。

- ・新商品の開発及び生産であって、生産に係る商品の構成を相当程度変化させるもの
- ・新たな生産方式の導入であって、商品の生産を著しく効率化するもの
- ・新たな原材料、部品又は半製品の使用であって、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの
- ・設備の能率の向上であって、商品の生産等を著しく効率化するもの
- ・設備の増設であって、商品の生産等を著しく増加するもの

基盤的技術産業活性化計画が承認された地域は、以下の通りである。

- ・東北臨海地域（茨城県） 広島地域（広島県） 滋賀大津・南部地域（滋賀県） 富山・高岡地域（富山県） 石川地域（石川県） 中越地域（新潟県） 香川地域（香川県） 中央地域（大阪府） 北上川流域地域（岩手県） 熊本地域（熊本県） 八戸地域（青森県） 広域京浜地域（東京都、神奈川県） 諏訪地域（長野県） 徳島地域（徳島県） 高知中央地域（高知県） 北九州地域（福岡県） 北勢地域（三重県） 南部地域（岡山県） 県南地域（栃木県） 東葛・川口地域（千葉県、埼玉県） 甲府地域（山梨県） 尼崎・伊丹地域（兵庫県） 群馬地域（群馬県） 西部地域（静岡県） 鳥取地域（鳥取県）

大学等技術移転促進法（TLO法）の制定・施行（平成10年8月）

[『科学技術白書（平成13年版）』文部科学省,p58-59]

- ・平成10年8月の「大学等技術移転促進法」が施行され、平成13年4月までに全国で20の技術移転機関（TLO）が承認された。これらのTLOにおいては、大学等の研究成果として、国内で700件以上の特許が出願されている現況にある。

新事業創出促進法の制定・施行（平成11年）

[経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/topic-j/eshish0j.html>) ]

[中小企業庁ホームページ ([http://www.chusho.meti.go.jp/g\\_book/guidebook127.html](http://www.chusho.meti.go.jp/g_book/guidebook127.html)) ]

- ・平成11年、新たに事業を開始しようとする個人や中小企業等に対して幅広く支援を行うとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を支援し、地域産業資源を活用した事業環境の整備を図ることにより、新たな事業の創出を促進し、日本経済の活力を取り戻し、雇用機会を創出していくことを目的として、新事業創出促進法が施行されたところである。
- ・新事業創出促進法の概要は、以下のとおりである。

#### 1. 創業者に対する直接支援

- ・個人（脱サラ、主婦、学生等）の創業か、既存企業からの分社化かを問わずに、また、事業分野を問わず、創業者全般を支援する。具体的な支援内容は、以下の通りである。

中小企業事業団による助成金の交付

- ・新たなアイデアの具体事業化に挑む創業者やベンチャー予備軍の試作開発、販路開拓等に対し、中小企業事業団が直接に助成（100～500万円、年間1000件程度）する。

中小企業信用保険の特別枠の創設等

- ・創業者となる中小企業者に対する信用補完制度として、無担保・無保証人（法人の代表者は別）の特別枠（自己資金と同額を限度、上限は1000万円）を設け、創業前段階から信用保証の利用を可能にする。

ストックオプション制度の特例の創設

- ・開業間もない中小企業の人材確保を円滑化するため、ストックオプション制度の特例として枠を倍増（総株式発行数の1/10 1/5）する。

産業基盤整備基金による債務保証制度及び出資制度の創設

- ・既存企業からの分社化など、信用保証協会では対応のしにくい創業者のための債務保証制度（限度額15億円）を創設する。また、新規・成長15分野（新製造技術、環境等）等を対象に出資も行う。

#### 2. 中小企業者の新技術を利用した事業活動への支援

政府研究開発費の中小ベンチャーへの重点投下

- ・政府及び特殊法人で、中小企業向け新技術研究開発のための補助金等の支出目標を作成する。
- ・成果を利用した新たな事業の創出への取り組みを一貫して支援するため、債務保証枠の拡大（２億円 ３億円等）や担保・第三者保証が不要な特別枠（2000万円）の新設等を手当てする。

3. 地域産業資源を活用した事業環境の整備

新事業創出の苗床となる高度技術産業集積の活性化

- ・これまで、テクノポリス法や頭脳立地法等で形成されつつある高度技術に立脚した産業集積を新事業創出の苗床として積極的に活用すべく両法を新法の中に発展的に移行し、支援策を充実する。具体的には、中小企業信用保険の特例を設けるとともに、新事業支援施設（インキュベータ：新事業の孵化器）を整備する者に対して、地域振興整備公団が出資を行う。

地域における新事業創出の総合的な支援体制(プラットフォーム)の整備

- ・また、地域で新事業の創出を図るため、都道府県等自治体主導で総合的な支援体制（プラットフォーム）を整備する。既存の新事業支援機関（テクノポリス財団、中小企業振興公社等）を新事業創出のために統合・ネットワーク化し、研究開発から事業化までの一貫したサービスを提供する。このため、ソフトな支援活動に係る予算措置（11年度）を大幅に拡充するとともに、同公社等と他の財団との統合を容易とすべく中小企業近代化資金等助成法に定める要件を特例的に緩和する。
- ・さらに、新事業支援機関における情報関連人材育成事業に対する支援を併せて行う。

構造改革特区制度の創設（平成14年）[「構造改革特区について(平成15年1月)」構造改革特別区域推進本部]

- ・構造改革特区制度は、地方公共団体等の自発的な立案により、特定地域を対象に規制を緩和し、地域経済の活性化を図ろうとする制度であり、平成14年12月11日に成立した「構造改革特別区域法」により創設された。
- ・概要は、以下のとおりである。

「構造改革特区の基本理念」

「知恵と工夫の競争による活性」

- ・自立した地方がお互いに競争していく中で経済社会活力を引き出し、いけるようにする
- ・地域の特性に応じた規制を認める
- ・「自助と自立の精神」の尊重
- ・弊害を防止する措置は、地方公共団体が主体的に対応
- ・従来型の財政措置を講じない（既存の予算措置との組合せは可）

「構造改革特区のポイント」

「可能な限り幅広い規制を対象」

特区において特例措置を講ずることが可能な規制については、あらかじめ幅広くリストとして明示し、地方公共団体がその中から選択（そのリストについては、地方、民間からの提案に基づき定期的に追加）

「内閣における手続き、決定プロセスの一元化」

「的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施」

特区において講じられた規制の特例措置は一定期間後評価を行い、全国レベルで規制改革を行うべきものは、全国レベルの規制改革に拡大

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

○新産業創造研究機構（NIPPO）の体制整備

- ・平成12年NIPPOに@「TLOひょうご」が発足し、大学の研究成果を特許権化し、企業において新製品の開発、生産などの形で事業化し、新産業の創出を促進している。
- ・平成14年にNIPPOにイノベーションの源泉である大学研究機関の知恵を活用したビジネスの立上げを促進するため、大学等のシーズから事業化が見込めるものを抽出のうえ、FS調査を実施し、研究企画、事業化企画技術アドバイス等を行うにより、事業化に向けた取り組みを推進している。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

新産業創造キャピタル制度の拡充

- ・平成10年9月からは被災地のベンチャー企業等を中心に対象とした制度から全県のベンチャー企業

	<p>等を対象とした制度に拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平生8年度から平生15年度までに188件、約40億円の投資を実行</li> <li>・「TLOひょうご」の平成15年度までの特許出願件数131件で、事業化数10件であった。</li> <li>・「兵庫県産学官イノベーションセンター」における平成15年度までのF S調査件数は50件であった。</li> </ul>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 医療産業都市構想（神戸市） [神戸市役所ホームページ（<a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/015/iryoy/index.html">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/015/iryoy/index.html</a>）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年10月、第4次神戸市基本計画を策定し、「WHO神戸センターを核に、超高齢化社会に向けて発展が見込まれる健康福祉産業の振興を図る。」とした。</li> <li>・平成8年3月、WHO神戸センターが開設された。当センターでは、都市化と健康を研究テーマとして、多分野にわたる研究を行うこととした。</li> <li>・平成9年6月、神戸アスリートタウン構想を発表し、「子供も高齢者も、障害者もトップアスリートもそれぞれがスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進める。」こととした。</li> <li>・平成10年9月、市長が医療産業都市構想の検討を公表した。</li> <li>・平成10年10月、神戸市医療産業都市構想懇談会を設置（平成11年3月に報告書提出）</li> <li>・平成11年8月、懇談会の報告書を受け、神戸医療産業都市構想研究会を、構想の早期具体化を検討する主体として設置。</li> <li>・平成12年2月に国の「震災復興特定事業」認定、平成13年8月に「都市再生プロジェクト」の選定を受ける。</li> <li>・平成14年12月、「理化学研究所発生・再生科学総合研究センター」全面開業。</li> <li>・平成15年4月、「先端医療センター」全面開業。</li> <li>・平成15年7月、「神戸臨床研究情報センター」全面開業。</li> <li>・平成15年12月、医療産業都市構想の進捗に併せて、少子・高齢化に伴い成長が期待される健康・福祉分野に拡げ、市民の健康増進とともに関連産業の誘致・育成を行うほか、市民や訪問者が「健康」を実感できる総合的な都市戦略として『「健康を楽しむ」まちづくり』の検討を開始し、「健康を楽しむまちづくり懇話会」を設置。</li> <li>・平成16年3月、「神戸バイオメディカル創造センター」「神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター/神戸大学インキュベーションセンター」竣工。</li> </ul> <p>神戸市では平成15年4月に「先端医療産業特区」及び「国際みなと経済特区」が認定された。 [神戸市企業立地課ホームページ (<a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/27/kokusaikeizai/tokku/index.htm">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/27/kokusaikeizai/tokku/index.htm</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端医療産業特区の概要は、以下のとおり。</li> </ul> <div data-bbox="300 1469 1425 1859" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートアイランド、及び、神戸大学</li> </ul> <p>規制緩和の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学の教員が研究成果を活用する事業を勤務時間内に行うことが可能</li> <li>・国の研究施設を企業が安価で容易に利用</li> <li>・特区内の研究機関による外国人研究者の受け入れ</li> <li>・在留許可期間の延長（3年 5年）</li> <li>・活動範囲の拡大（ベンチャー企業の創業など）</li> <li>・入国管理局での入国・在留申請の優先処理</li> <li>・先端医療センターなどにおける「高度先進医療制度」の弾力的運用など、全国的な規制緩和の活用</li> </ul> <p>特区の目標（平成35年度：医療産業都市構想の中核施設整備後20年目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業115社、市内雇用18,000人、市内生産誘発額3,300億円</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際みなと経済特区の概要は、以下のとおり。</li> </ul> <div data-bbox="300 1939 1425 2085" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区、及び、その他の臨港地区</li> </ul> <p>規制緩和の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税関の勤務時間外での通関体制の整備</li> <li>・税関の臨時開庁手数料の軽減</li> </ul> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特区内の研究機関による外国人研究者の受け入れ</li> <li>・在留許可期間の延長（3年 5年）</li> <li>・活動範囲の拡大（ベンチャー企業の創業など）</li> <li>・入国管理局での入国・在留申請の優先処理</li> </ul> <p>特区の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸港の港勢を震災前の水準に回復</li> <li>・外国・外資系企業の立地促進 10件/年</li> <li>・研究開発成果の産業化の促進 10件/年</li> </ul>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>（生きがいしごとサポートセンターについて）センターマネージャーの国枝哲男さん(51)は「雇用人数の多少よりも、一人ひとりの生きがいを大切に、相談者との信頼関係を築きながら歩んできた。予想以上に早く方向性が見えてきた」と一年間を振り返る。（『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p> <p>ベンチャー企業の事業準備段階から事業化に至るまでの総合的な支援を行うため、事業規模全国トップの「新産業創造プログラム」や、震災後創設した「新産業創造キャピタル」、被災地の基幹産業や業界団体、県・神戸市等自治体により設立された（財）阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)による「起業家育成システム」や「ベンチャーマーケット事業」等の展開、（財）新産業創造研究機構(NIRO)による技術移転センターやTLOひょうご、ものづくり試作開発支援センターの設置など、新事業創出のためのさまざまな支援施策を行っている。また、（財）兵庫県中小企業振興公社を中核として、新事業支援機関をネットワーク化した「新事業創出総合支援体制（プラットフォーム）」を構築した。このような新産業創造への支援の効果もあり、被災地の開業率は、全国水準を上回っている。（H8 H11：被災地5.46、全国4.14）（『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p> <p>NIROが神戸にベンチャー企業を集める吸引力となっている。（略）技術移転を受け事業化にこぎつけたのは、ベンチャー企業や独立系の中小企業が多く、大企業の下請け企業は少ない。これら企業の変身なくして神戸経済の活性化は考えにくく、事業転換への意欲づくりがNIROに求められている。（『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p>	
<p>課題の整理</p>	
<p>既存産業の高度化・近代化</p> <p>新規事業創出の促進（ベンチャー企業に対する資金援助、技術支援、販促支援など）</p> <p>技術移転の促進</p> <p>コミュニティ・ビジネスの創出</p>	
<p>今後の考え方など</p>	
<p>復興10年総括検証においてもベンチャー企業への投資制度の充実や地域戦略資源を活用した重点的な新産業創成などについての提言がなされている。（兵庫県）</p> <p>地場産業である生活文化産業の持続的な産業振興を図っていくためには、消費者の指向の二極分化の中で販路及び神戸ブランドの確立、消費者嗜好の多様化とスピード化への対応、情報発信機能の強化、神戸発の人材育成・ネットワークと神戸でのビジネス展開支援、といった課題があり、アンテナショップの活性化、効果的なコレクション事業・コンテスト事業の実施などにより、神戸ブランドの確立や新たな販路開拓、ファッション関連企業・人材の育成を支援していく必要がある。（神戸市）</p> <p>ポートアイランド（第2期）等への産業集積を進め、雇用創出と神戸経済活性化を図るため、平成16年度末までの時限条例である神戸起業ゾーン条例（現・神戸エンタープライズゾーン条例）の延長を含めた新たな企業誘致促進策の検討を行うとともに、既存の特区の一層の拡充や新たな特区の提案など、特区のさらなる充実に努める。（神戸市）</p> <p>平成17年度末に開港予定の神戸空港の開港などによる交通の利便性の向上により本構想の進捗に拍車がかかることが期待されており、また、「健康を楽しむ」まちづくりによる市民の健康増進及び関連産業の誘致・育成などに取り組みことにより、国内外の優秀な研究者や企業が神戸に集まり、交流し、街の魅力を高める仕組みを作ることで21世紀の神戸の活性化を図っていく。あわせて大阪北部の彩都構想と連携し、関西全体で</p>	

ライフサイエンスのスーパークラスター形成を図ることで、科学技術の発展や日本経済の活性化に貢献していく。(神戸市)  
活力あるまちづくりを目指して、支援を強化していく。(尼崎市)